

令和 6 年 第 1 回 ( 3 月 )

# 川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案 ( 追 加 )

( 議 案 第 7 3 号 ~ 議 案 第 7 7 号 )

令和6年第1回（3月）川口市議会定例会追加議案目次（一般議案）

議案第	73号	川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……	1
議案第	74号	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……	3 4
議案第	75号	川口市介護保険条例の一部を改正する条例……	4 1
議案第	76号	川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……	4 3
議案第	77号	川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例……	1 1 7

## 議案第 73号

川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第130条の4」を「第130条の5」に改める。

第2条第2項第17号中「、指定通所支援等基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第5条第1項中「主務大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第6条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用するときに関し、第5条第1項中「第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「第7条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第25条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第26条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。

)に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「居宅介護計画の作成後」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第43条第1項中「第20条第2項ただし書」の次に「及び第25条第1号」を加え、「、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と」を削り、同条第2項中「第20条第2項ただし書」の次に「及び第25条第1号」を加え、「、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と」を削る。

第43条の4中「第20条第2項ただし書」の次に「及び第25条第1号」を加え、「、第25条第1号中「次条第1項」とあるのは「第43条の4において準用する次条第1項」と」を削る。

第44条第1項及び第2項中「主務大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第45条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用するとき限り、第44条中「第44条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「第48条第2項において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第50条第1項第4号中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第7項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第58条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこと

ができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第59条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第60条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第79条第1項第2号アからエまで以外の部分中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号ウ及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第83条第4項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第94条中「次条第1項」と、「」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改める。

第94条の4第1号及び第2号中「第130条の3」を「第130条の4」に改める。

第94条の5中「次条第1項」と、「」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改める。

第104条第4項中「主務大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第105条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第109条中「前条」を「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」に改める。

第109条の4中「前条」を「運営規程」とあるのは「第109条の4において準用する第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」に改める。

第113条第3項中「主務大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第119条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加え、同条第3項中「重度障害者等包括支援計画作成後」を「重度障害者等包括支援計画の作成後」に改める。

第122条中「第29条」の次に「、第30条第4項」を加え、「読み替える」を「、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第121条に規定する重要事項に関する規程」と読み替える」に改める。

第124条第1項第1号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第127条第4項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第130条中「次条第1項」と、「」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項」を「第59条第10項」に、「第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改める。

第130条の4中「第130条の4」を「第130条の5」に改め、「次条第1項」と、「」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項」を「第59条第10項」に、「第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改め、第7章第5節中同条を第130条の5とし、第130条の3を第130条の4とし、第130条の2の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第130条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老

人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第131条第2号において同じ。）を指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第118条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が、3.3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所は、次に掲げる基準に適合する静養室及び医務室を設けなければならない。ただし、それぞれに必要な設備及び機械器具等を備えることができる場合は、兼用することができる。

ア 静養室 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

イ 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

(3) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第131条中「第210条」を「第132条の2に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第210条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、

「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第132条の次に次の1条を加える。

(病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第132条の2 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う事業所(次号において

「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第139条第5項及び第140条中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第142条中「次条第1項」と、「」の次に「同項及び第59条中」を加え、「

第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項」を「同条第10項」に、「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第142条の4中「次条第1項」と、」の次に「同項及び第59条中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項」を「同条第10項」に、「第60条」を「第60条第1項」に改め、「第141条第2項第1号」の次に「及び第3号から第6号までの規定」を加え、「、同項第3号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第142条の4」と」を削る。

第156条中「次条第1項」と、」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項」を「第59条第10項」に、「第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第169条の2（見出しを含む。）中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第170条中「次条第1項」と、」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改め、「第93条第1項中」の次に「「運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第175条中「第128条」の次に「、第164条第6項」を、「次条第1項」と、」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に、「第165条第1項」を「第164条第6項中「賃金及び第3項」とあるのは「第174条第1項」と、第165条第1項」に改める。

第179条中「第128条」の次に「、第164条第6項」を、「次条第1項」と、「」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改め、「第93条第1項中」の次に「「運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を加え、「第165条第1項」を「第164条第6項中「賃金及び第3項」とあるのは「第178条第1項」と、第165条第1項」に改める。

第179条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第179条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第179条の12中「、「療養介護計画」を「、同項及び第59条中「療養介護計画」に改め、「、第59条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と」を削る。

第179条の14第1項第2号中「利用者の数の」を「場合の」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区

分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第179条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第179条の17を次のように改める。

第179条の17 削除

第179条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の次に「、又はテレビ電話

装置等を活用して」を加える。

第179条の20中「第58条第1項」を「第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第179条の20において準用する第179条の10に規定する重要事項に関する規程」と、第58条第1項」に、「、「療養介護計画」を「、同項及び第59条中「療養介護計画」に、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項」を「同条第10項」に、「第179条の6中」を「第179条の6第1項中」に、「第179条の11第2項第1号」を「第179条の11第2項」に、「「就労定着支援計画」を「同項第1号中「就労定着支援計画」に改め、「、同項第2号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第179条の20」と」を削る。

第180条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第181条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第184条第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第187条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第188条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第188条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第188条の2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第196条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第195条に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

第196条中「、第75条」を削り、「前条」を「運営規程」とあるのは「第191条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第196条の2中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつ若しくは」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第196条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第196条の4第1項第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第196条の10の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「規定する」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第2項に規定する報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第7項とし、同条に第1項から第6項までとして次の6項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービ

ス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第196条の11中「、第75条」を削り、「前条」を「運営規程」とあるのは「第196条の11において準用する第191条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に、「第188条中」を「第188条第1項中」に改める。

第197条中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第198条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助を」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第207条中「、第75条」を削り、「前条」を「運営規程」とあるのは「第204条に規定する重要事項に関する規程」と、「前条」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に、「同条第2項中「共同生活援助計画」を「同条第3項中「共同生活援助計画」に、「第188条」を「第188条第1項」に改める。

第208条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第67条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削り、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第210条中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第211条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第212条ただし書中「職務に」の次に「従事し、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第214条第1項中「次条第1項」と、「」の次に「同項、第59条及び第76条第2項第1号中」を加え、「第59条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項」を「第59条第10項」に、「第60条」を「第60条第1項」に、「第76条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号」を「第76条第2項第2号」に改める。

第215条第1項中「第130条の4」を「第130条の5」に改める。

附則第2項中「第1号の主務大臣」を「第1号の厚生労働大臣」に、「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同項各号中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第20項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第23項及び第24項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 就労移行支援」を

「第8章の2	就労選択支援
第1節	基本方針（第145条の2）
第2節	人員に関する基準（第145
第3節	設備に関する基準（第145
第4節	運営に関する基準（第145
第9章	就労移行支援

条の3・第145条の4）  
条の5）  
条の6—第145条の9）  
」

第2条第2項第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第3条第1項中「及び第7章」を「、第7章、第8章及び第9章」に改める。

第26条第2項中「）又は」を「以下同じ。）又は」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

## 第8章の2 就労選択支援

### 第1節 基本方針

第145条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第145条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定障害福祉サービス基準第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第145条の4 第51条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（準用）

第145条の5 第82条（第2項第6号及び第4項を除く。）の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「静

養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものとする。

#### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第145条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第145条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、利用者についての就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理の実施をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

5 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第145条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第145条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第58条、第61条、第67条、第69条から第71条まで、第75条、第76条(第2項第1号を除く。)、第85条、第86条、第87条から第93条まで、第127条及び第140条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第145条の9において準用する第90条」と、第20条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第145条の9において準用する第127条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第145条の9において準用する第127条第2項」と、第58条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第76条第2項第2号中「第54条第1項」とあるのは「第145条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第66条」とあるのは「第145条の9において準用する第89条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第145条の9」と、第90条中「第93条第1項」とあるのは「第145条の9において準用する第93条第1項」と、第93条第1項中「前条」とあるのは「第145条の9において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」と、

同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第173条の9において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第155条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第155条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第170条中「及び第128条」を「、第128条及び第155条の2」に改める。

第175条及び第179条中「第128条」の次に「、第155条の2」を加える。

（川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相

談支援事業又は特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条第1項第1号ア(イ) a から d まで以外の部分中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア(イ) a 中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号ア(イ) c 中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア(ウ) 中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号ウ及び同項第2号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同項第6号ア(ア) ただし書中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第6条第2項並びに第22条第3項第3号イ及び第4項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第

5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第 27 条に次の 1 項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第 27 条の次に次の 2 条を加える。

(地域との連携等)

第 27 条の 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

5 指定障害者支援施設は、第 2 項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 第 2 項から前項までの規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しな

い。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、同項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第1項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第42条中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第50条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合

には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

第57条を次のように改める。

#### 第57条 削除

(川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第12条第1項第5号中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決

定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号アからエまで以外の部分中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号ウ及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第50条中「第17条第1項」と、「」の次に「同号及び第17条中」を加え、「第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条」を「第18条第1項」に改める。

第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条中「第17条第1項」と、「」の次に「同号及び第17条中」を加え、「第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項」を「第17条第10項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第60条中「第17条第1項」と、「」の次に「同号及び第17条中」を加え、「第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項」を「第17条第10項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、

10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業者が就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第37条」を「第36条」に改め、「第17条第1項」と、「」の次に「同号及び第17条中」を加え、「第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項」を「第17条第10項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第72条の2（見出しを含む。）中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第85条中「第17条第1項」と、「」の次に「同号及び第17条中」を加え、「第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条」を「第18条第1項」に改める。

第88条中「第17条第1項」と、「」の次に「同号及び第17条中」を加え、「第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条」を「第18条第1項」に改める。

第89条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第90条第2項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第3項中「第1号の主務大臣」を「第1号の厚生労働大臣」に、「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同項各号中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第5条 川口市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条—第60条）」に改める。

の2 就労選択支援（第60条の2—第60条の8）」に改める。

第3条第1項中「から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第17条第9項中「）又は」を「以下同じ。）又は」に改め、「行う者」の次に「（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

## 第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（障害福祉サービス基準第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、利用者についての就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理の実施をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

5 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路の選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条(第2項第6号及び第4項を除く。)、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは「利用者」と、第38条第1項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と読み替えるものとする。

第68条の次の次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第85条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第88条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

(川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者との連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第2号ア(イ) a から d まで以外の部分中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア(イ) a 中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に、「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号ア(イ) c 中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号ア(ウ) 中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号ウ及び同項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同項第7号ア(ア) ただし書中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第12条第2項中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）

が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第11項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を

聴く機会を設けなければならない。

- 3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 4 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 5 障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。  
(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 前項の地域移行等意向確認担当者は、同項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 第1項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第35条中「主務大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

##### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（地域との連携等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第188条の2第2項、第4項及び第5項（これらの規定を同条例第207条において準用する場合を含む。）並びに第196条の10第2項、第4項及び第5項、第3条の規定による改正後の川口市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第27条の2第2項、第4項及び第5項並びに第6条の規定による改正後の川口市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「設けなければ」とあ

るのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新指定障害者支援施設基準条例第27条の3第1項及び第2項並びに新障害者支援施設基準条例第20条の3第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年3月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 74号

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(令和元年条例第43号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第66条)

目次中 第2節 人員に関する基準(第67条・第68条) を「第3章 削

第3節 設備に関する基準(第69条)

第4節 運営に関する基準(第70条—第76条)」

除」に改める。

第2条第2項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に  
改め、同項第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児  
通所支援事業者」に改め、同項第13号中「、第66条に規定する指定医療型児童  
発達支援の事業」を削る。

第3条の見出し及び同条第1項から第5項までの規定中「指定障害児通所支援事  
業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第6項ただし書中「医療型  
児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又  
は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改  
める。

第5条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第6条第4項及び第5項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同  
項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う  
場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要と  
される数の従業者を置かなければならない。

第6条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7  
項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5  
項まで(第1項第1号を除く。)」を「(第1号を除く。)、第2項及び第4項」

に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第23条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に規定する額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第6

3条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第23条第4項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第25条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自らによる評価(次項において「自己評価」という。)」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(次項において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児

童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「障害児」の次に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加え、同条第8項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第30条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に改める。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第60条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第66条から第76条まで 削除

第77条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第80条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第86条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第90条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、「訓練等」を「支援」に、「)」を行い、「及び」を「)」を行い、「並びに」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第96条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第6項及び第7項を除く。）」、「第26条の2」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第52条」を「及び第52条」に改め、「及び第75条」を削り、「読み替える」を「、第27条第4項中「関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「関連性」と、第48条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替える」に改める。

第101条中「及び第5項を除く。）」、「第27条」を「を除く。）」、「第26条の3」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「、第75条」を削り、「及び第27条」を「、第27条及び第54条第2項第2号」に、「第43条第1項」を「第26条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が当該障害児に対して指定保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「保護者」とあるのは「保

護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項に、「第54条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」を「第48条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」に改める。

第102条第1項を次のように改める。

多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項から第3項まで、第5項及び第9項、第6条（第4項及び第5項を除く。）、第78条第1項から第3項まで及び第5項、第90条第1項並びに第98条第1項の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号、同条第3項及び第5項並びに第6条第1項第2号ア、第6項及び第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第2項及び第9項並びに第6条第1項から第3項まで及び第7項から第9項までの規定中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第78条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号並びに同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第90条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第98条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とする。

第104条第1項中「、第70条」を削り、同条第2項中「、第70条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第70条」を削る。

第105条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事

業者」に改め、「第76条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第26条の2（同条例第58条、第62条、第83条、第84条、第88条及び第96条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

令和6年3月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 75号

### 川口市介護保険条例の一部を改正する条例

川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「34,020円」を「33,170円」に改め、同条第2号中「49,620円」を「49,950円」に改め、同条第3号中「53,160円」を「50,310円」に改め、同条第4号中「60,250円」を「61,980円」に改め、同条第5号中「70,890円」を「72,920円」に改め、同条第6号中「77,970円」を「80,210円」に改め、同号ア中「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を削り、「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同条第7号中「88,610円」を「94,790円」に改め、同号ア中「1,500,000円」を「2,100,000円」に改め、同条第8号中「99,240円」を「109,380円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同条第9号中「106,330円」を「123,960円」に改め、同号ア中「2,500,000円」を「4,200,000円」に改め、同条第10号中「113,420円」を「138,540円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同条第11号中「120,510円」を「153,130円」に改め、同号ア中「3,500,000円」を「6,200,000円」に改め、同条第12号中「127,600円」を「167,710円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同条第13号中「134,690円」を「175,000円」に改め、同号ア中「4,500,000円」を「8,200,000円」に改め、同条第14号中「141,780円」を「189,590円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「10,

000,000円」に改め、同条第15号中「148,860円」を「196,880円」に改め、同号ア中「6,000,000円」を「15,000,000円」に改め、同条第16号中「155,950円」を「204,170円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同条第17号中「163,040円」を「218,760円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「19,840円」を「20,780円」に改め、同条第2項中「19,840円」を「20,780円」に、「31,900円」を「35,360円」に改め、同条第3項中「19,840円」を「20,780円」に、「49,620円」を「49,950円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 76号

川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項ただし書中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)

第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するサービス」に改める。

第5条第1号中「施行規則」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」に改める。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第42条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第55条中「（以下この章において「運営規程」という。）」を削る。

第58条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条中「第9条第1項」の次に「中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と、同項」を、「夜間対応型訪問介護」との次に「、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第55条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の

2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第59条の19第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を「、同項」に、「読み替える」を「、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と読み替える」に改める。

第59条の20の3中「第32条の2第2項」の次に「、第34条第1項」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」を削り、「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に、「、同項第5号」を「、同項第3号中「第59条の9第6号」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の9第6号」と、同項第6号」に、「同項第6号」を「同項第7号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第59条の37第2項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ず

つ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の38中「第32条の2第2項」の次に「、第34条第1項」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削る。

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第80条中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「、同項」に、「第59条の13第3項」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の13第3項」に改める。

第82条第6項の表1の項中「、「指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であ

るものに限る。以下この表において同じ。) 」を削り、同表2の項中「、指定介護療養型医療施設」を削る。

第83条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項の」を削り、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 前号アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、指定小規模多機能型居宅介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第108条中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を「、同項」に、「第59条の11第2項」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医

療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を「、同項」に、「第59条の11第2項」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2第1項の委員会において、利用者の安全並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者への負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者の間で適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図る取組による指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第138条第6項第1号及び第3号中「介護職員」を「地域密着型特定施設従業者」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に、

「第59条の11第2項」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項」に改め、「2月」と」の次に「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「ついて記録する」を「ついての記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院

を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」を加え、「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第102条」の次に「、第106条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」を加え、「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」を「第34条

第1項中「運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」に、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改め、「、同項第7号中「次条」とあるのは「第189条」と」を削る。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第13号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 前号アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中」を加え、「第32条の2第2項、第34条第1項及び第40条の2第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」を「第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」

に改める。

第204条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（」、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」及び「をいう。第44条第6項において同じ。）」を削る。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第40条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第44条第6項の表1の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。以下この表において同じ。）」を削り、同表2の項中「、指定介護療養型医療施設」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘

東等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第65条中「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項並びに第37条の2第1項中」を加え、「第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項並びに第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行

う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2第1項中」を加え、「第28条の2第2項、第31条第2項、第32条第1項及び第37条の2第1項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」を「第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。)」を削る。

(川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支

援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条の」を削る。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「次章」の次に「(第33条第29号を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項

第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

- (2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- (2) の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において「期間」という。）について、少なくとも連続する2の期間に1回、利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる

こと。

- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、市町村長（特別区にあつては、区長）から法第115条の30の2第1項の規定により情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認めら

れた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

（川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第22条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等

における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等に

おける対応について協議を行わなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びにサービスの質の確保及び職員への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

- 第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びにサービスの質の確保及び職員への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

- 2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

- 第48条中「及び第31条の2」を「から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

第52条中「、第31条の2」及び「から第31条の2まで」を「から第31条の3まで」に改める。

(川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第6条 川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第40条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項

」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第34条中「第37条第1項の表の第1号の上欄」を「第37条第1項の表の第2号の上欄」に改める。

第37条第3項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第39条中「同項第4号」の次に「及び第23条第1項第2号」を加え、「同項第5号」を「第9条第2項第5号及び第23条第1項第3号」に改め、「、第23条第1項第2号中「第31条第2項」とあるのは「第39条において準用する第31条第2項」と、同項第3号中「第33条第4項」とあるのは「第39条において準用する第33条第4項」と」を削る。

第40条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第259条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはなら

ないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第41条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第41条の3中「同項第3号中」の次に「第23条第4号」とあるのは「第41条の3において準用する第23条第4号」と、同項第4号中」を加え、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第43条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第46条中「同項第3号中」の次に「第23条第4号」とあるのは「第46条において準用する第23条第4号」と、同項第4号中」を加え、「同項第4号」を「同項第5号」に、「同項第5号」を「同項第6号」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第53条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第57条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第58条中「読み替える」を「、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第56条に規定する重要事項に関する規程」と読み替える」に改める。

第60条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第62条中「備品等」と、「」の次に「第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第62条において準用する第56条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を加え、「第57条第2項」を「第57条第2項第1号及び第3号から第5号までの規定」に改め、「第62条」と「」の次に「、同項第2号中「第53条第4号」とあるのは「第62条において準用する第53条第4号」と」を加える。

第78条中「病歴」と「」の次に「、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第76条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第88条中「病歴」と「」の次に「、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第86条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第97条中「「利用者」と」の次に「、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第95条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第100条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第104条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第112条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第113条中「関する規程」と「」の次に「、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第106条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第113条の3中「第31条の2第2項」の次に「、第33条第1項」を加え、「、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と」を削り、「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に、「同項第5号」を「同項第3号中「第104条第4号」とあるのは「第113条の3において準用する第10

4条第4号」と、同項第6号」に改める。

第115条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第117条中「第102条第2項」を「第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第117条において準用する第106条に規定する重要事項に関する規程」と、第102条第2項」に、「第104条第1項」を「第104条」に、「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に、「同項第5号」を「同項第3号中「第104条第4号」とあるのは「第117条において準用する第104条第4号」と、同項第6号」に改める。

第128条中「病歴」と」の次に「、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第125条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第137条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所生活介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第149条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに指定短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第149条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、指定短期入所生活介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所にお

ける利用者の安全並びに指定短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第151条中「第107条第3項」を「第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第146条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項」に改める。

第157条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所生活介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第162条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第164条中「第150条第2項第2号」の次に「及び第4号から第6号までの規定」を加え、「、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第164条において準用する次条」と」を削る。

第164条の3中「、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、」を「、同項及び」に、「、第138条第1項及び」を「及び第6項、第138条第1項並びに」に改め、「第150条第2項第2号」の次に「及び第4号から第6号までの規定」を加え、「、同項第4号から第6号の規定中「次条」とあるのは「第164条の3」と」を削る。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第171条中「第107条第3項」を「第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第171条において準用する第146条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項」に改め、「第150条第2項第2号」の次に「及び第4号から第6号までの規定」を加え、「、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と」を削る。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「第190条第1項第5号及び第198条第3号」を「第190条第4項及び第198条第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第175条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第177条中第6項を第8項とし、第5項の次に次の2項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所療養介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第185条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する

病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第187条中「、第148条及び第149条」を「及び第148条から第149条の2まで」に、「第107条第3項」を「第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第184条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条第3項」に改める。

第190条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

第190条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利

用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。  
ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者の使用に適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとする。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法<sup>のり</sup>による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第5

0号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属

するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第192条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開

催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 短期入所療養介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第197条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第198条第2号を削り、同条第3号中「なる利用者」を「なる利用者数」に改め、同号を同条第2号とする。

第199条中「第186条第2項第2号」の次に「及び第4号から第6号までの規定」を加え、「、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第199条において準用する次条」と」を削る。

第201条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第219条において準用する第149条の2第1項の委員会において、利用者の安全並びに指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全及び指定特定施設入居者生活介護の質の確保

イ 特定施設従業者への負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、指定特定施設入居者生活介護の質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るため、特定施設従業者の間で適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図る取組による指定特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減が行われていると認められること。

第202条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第208条第3項中「指定特定施設の」を削り、同条第6項第1号及び第3号中「介護職員」を「特定施設従業者」に改める。

第210条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第216条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。

)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第219条中「及び第148条」を「、第148条及び第149条の2」に、「第54条中」を「第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第214条に規定する重要事項に関する規程」と、第54条中」に改める。

第223条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第230条中「第33条第1項中」の次に「「運営規程」とあるのは「第227条に規定する重要事項に関する規程」と、」を、「基本サービス」と」の次に「、第208条第3項及び第6項中「特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と」を加える。

第233条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第237条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第237条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福祉用具であつて法第8条第13項に規定する特定福祉用具に該当するもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（同条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第238条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。この場合において、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第244条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第237条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第245条中「第239条」と、「」の次に「同項、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中」を加え、「、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削る。

第247条中「第239条」と、「」の次に「同項、第31条の2第2項及び第

39条の2第1項中」を加え、「、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削り、「同項第3号から第6号」を「同項第3号中「第237条第7号」とあるのは「第247条において準用する第237条第7号」と、同項第4号から第7号」に改める。

第250条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第255条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第255条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第256条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第257条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第258条中「第239条」と、「」の次に「同項、第31条の2第2項、第32条第3項及び第39条の2第1項中」を加え、「第18条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「」を「第18条及び第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第18条中」に改め、「、第31条の2第2項及び第39条の2第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削り、「第236条第2項」の次に「、第240条第1項、第241条及び第243条第3項」を加え、「「貸与」を「第236条第2項中「貸与」に改め、「第239条第4号」の次に「及び第243条第3項」を加え、「、第240条第1項、第241条及び第243条第3項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と」を削る。

第259条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第10項中「第174条第1項第3号」を「第174条第1項第2号」に改め、同項第1号中「内法<sup>のり</sup>」を「内法」に改める。

附則第11項から第16項までの規定中「第174条第1項第3号」を「第174条第1項第2号」に改める。

第8条 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、

第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第77条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第80条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条第1項第1号又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第85条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同

条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第87条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第94条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第94条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第94条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第96条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第119条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条第1項第1号又は介護医療院基準第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第122条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第123条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第127条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4

号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第122条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第243条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第258条中「第243条第3項」を「第243条第4項」に改める。

(川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第80号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項中「が35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、当該説明を行う日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、同日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものの回数が占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該説明を行う日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び同日前6月以内に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等がそれぞれ提供された回数に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものの回数が占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければな

らない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。

(2) の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問して面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、「法第58条第1項に規定する」を削る。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項

」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第32条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年条例第81号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならない。この場

合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次

に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。  
第40条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに指定介護福祉施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、指定介護福祉施設サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに指定介護福祉施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第82号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。

)」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第40条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに介護保健施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護保健施設サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護保健施設サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年条例第84号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第232条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第36条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第38条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第38条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第40条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第42条中「場合において」の次に「、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者」とを、「前項」との次に「、第36条第2項第1号中「第19条第2項」とあるのは「第42条において準用する第19条第2項」と、同項第2号中「第38条第4号」とあるのは「第42条において準用する第38条第4号」と、同項第3号中「第22条」とあるのは「第42条において準用する第22条」と、同

項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第42条において準用する第32条第2項」と、同項第5号中「第34条第2項」とあるのは「第42条において準用する第34条第2項」とを加える。

第66条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等という」の次に「。第216条第4号及び第230条第3号において同じ」を加える。

第95条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第101条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防短期入所生活介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第104条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに指定介護予防短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、指定介護予防短期入所生活介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介

護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに指定介護予防短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第109条中「第26条の2第2項」の次に「、第28条第1項」を加え、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とを削る。

第124条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第126条中「第108条第2項第2号」を「第108条第2項第1号中「第111条第2号」とあるのは「第131条において準用する第111条第2号」と、同項第2号」に改める。

第131条の3中「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、」を「、同項及び」に改める。

第134条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第138条中「第26条の2第2項」の次に「、第28条第1項」を加え、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とを削る。

第140条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第141条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「第158条第1項第5号及び第162条第3号」を「第158条第4項及び第162条第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第142条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第144条に次の2項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所療養介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防短期入所療養介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

4 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第146条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第148条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改め、「第26条の2第2項」の次に「、第28条第1項」を加え、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削る。

第158条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

第158条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」

に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者の使用に適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとする。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び

器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第161条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第162条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第163条中「第147条第2項第2号」を「第147条第1項第1号中「第150条第2号」とあるのは「第168条において準用する第150条第2号」と、同項第2号」に改める。

第170条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第183条において準用する第107条の2第1項の委員会において、利用者の安全並びに指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保

イ 介護予防特定施設従業者への負担の軽減及び勤務の状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図るため、介護予防特定施設従業者の間で適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減を図る取組により指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減が行われていると認められること。

第171条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第176条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第176条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第177条第3項第1号及び第3号中「介護職員」を「介護予防特定施設従業者」に改める。

第180条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつ

た場合において診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該利用者を再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第183条中「及び第106条」を「、第106条及び第107条の2」に改め、「第26条の2第2項」の次に「、第28条第1項」を加え、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を削る。

第194条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第200条中「第177条まで」を「第176条まで、第177条」に改め、「基本サービス」との次に「、第177条第3項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第202条中「第185条中」の次に「「第169条」とあるのは「第192条」と、」を加える。

第205条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第213条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰

り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第216条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第214条中「第208条」と、「」の次に「同項、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中」を加え、「、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削る。

第216条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第216条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉用具であって法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具に該当するもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第217条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「サービス提供」を「サービスの提供」に、「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第219条中「第208条」と、「」の次に「同項、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中」を加え、「、第26条の2第2項及び第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削り、「前項」と」の次に「、第212条中「第208条」とあるのは「第219条において準用する第208条」と」を、「同項第2号中」の次に「「第216条第9号」とあるのは「第219条において準用する第216条第9号」と、同項第3号中」を加え、「同項第3号から第6号」を「同項第4号から第7号」に改める。

第222条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第227条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第230条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第228条中「、「介護予防訪問入浴介護従業者」を「、同項、第26条の2第2項、第27条第1項及び第3項並びに第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「、第26条の2第2項、第27条第1項及び第3項並びに第34条の2第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を削り、「第208条第4号」の次に「及び第212条第3項」を加え、「及び第210条」を「、第210条及び第212条第3項」に、「第212条第1項」を「同条第1項」に改め、「、同条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と」を削る。

第230条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、

利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第230条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

第231条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第232条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則第8項中「第141条第1項第3号」を「第141条第1項第2号」に改め、同項第1号中「内法<sup>のり</sup>」を「内法」に改める。

附則第9項から第14項までの規定中「第141条第1項第3号」を「第141条第1項第2号」に改める。

第13条 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等

を定める条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第45条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第53条第2項第2号中「第56条第11号」を「第56条第13号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第56条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第56条第15号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第57条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第59条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚

生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)第2条第1項第1号又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)第4条第1項第1号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第63条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第66条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第66条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第66条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第72条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第75条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

## ない理由の記録

第75条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第75条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第75条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第77条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条第1項第1号又は介護医療院基準第4条第1項第1

号に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第87条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第90条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第90条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(11) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第90条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施に係る計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならないこと。

第212条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第228条中「第212条第3項」を「第212条第4項」に改める。

(川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

の一部改正)

第14条 川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第78号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第2項第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改める。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。この場合において、複数の協力医療機関を定めることにより当該要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している病院であること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状が急変した場合等における対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院することができることとなった場合においては、当該入所者を再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護医療院サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

- 第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護医療院サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護医療院サービスの質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

- 2 前項の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第15条 川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（虐待の防止に係る経過措置）」を付し、同項中「第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例）」の次に「第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用する場合を除き、新指定居宅サービス等基準条例」を加え、「、第97条」を削り、「第3条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例）」の次に「第68条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用する場合を除き、新指定介護予防サービス等基準条例」を加え、「第64条、第73条」を「第64条」に改め、「、第95条」及び「、第71条」を削る。

附則中第11項を第13項とし、第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（ユニットの定員に係る経過措置）」を付し、附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とする。

附則第3項の見出しを削り、同項中「、第97条」及び「、第73条」を削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等に係る経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第31条の2（新指定居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第26条の2（新指定介護予防サービス等基準条例第73条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう

努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用する場合に限る。）及び第39条の2第1項（新指定居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第3条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用する場合に限る。）及び第34条の2第1項（新指定介護予防サービス等基準条例第73条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定居宅サービス等基準条例第95条及び新指定介護予防サービス等基準条例第71条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第8条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第13条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和6年6月1日
- (2) 第1条中川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条の改正規定、第2条中川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第32条の改正規定、第3条中川口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例第24条の改正規定、第6条中川口市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条の改正規定、第8条中川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第33条、第243条及び第258条の改正規定、第9条中川口市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第25条の改正規定、第10条中川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第34条の改正規定（同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。）、第11条中川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。）、第13条中川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第28条、第212条及び第228条の改正規定並びに第14条中川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。） 令和7年4月1日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号、第2条の規定による改正後の川口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項、第7条の規定による改正後の川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第137条第6項（新居宅サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。）、第157条第8項、第177条第6項及び第192条第8項並びに第12条の規定による

改正後の川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第101条第3項（新介護予防サービス等基準条例第126条、第131条の3及び第138条において準用する場合を含む。）及び第144条第3項（新介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに指定小規模多機能型居宅介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会等の設置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第106条の2第1項（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2第1項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第31条の3第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第149条の2第1項（新居宅サービス等基準条例第164条、第164条の3、第171条、第187条（新居宅サービス等基準条例第199条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第40条の3第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第11条の規定による改正後の川口市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第40条の3第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第107条の2第1項（新介護予防サービス

等基準条例第126条、第131条の3、第138条、第148条（新介護予防サービス等基準条例第163条において準用する場合を含む。）及び第183条において準用する場合を含む。）及び第14条の規定による改正後の川口市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第40条の3第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新居宅サービス等基準条例第210条の2及び新介護予防サービス等基準条例第176条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）、第4条の規定による改正後の川口市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第25条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第27条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第33条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年3月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 77号

川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める  
条例を廃止する条例

川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成29年条例第83号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫